

## 香美市告示第208号

香美市移動スーパー事業物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月1日

香美市長 依光 晃一郎

### 香美市移動スーパー事業物価高騰対策支援金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、香美市移動スーパー事業物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市が定める地域 高知県が定める中山間地域のうち、香美市の区域かつ、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村地域をいう。
- (2) 移動スーパー あらかじめ巡回する経路及び時間を設定し、日用生活物資を移動しながら販売すること（特定品目のみの販売、車両で調理加工した食品等を販売する移動販売、特定世帯及び施設に訪問しての移動販売並びに商品のみを配達するものを除く。）をいう。
- (3) 移動販売車 移動スーパー事業に供する車両をいう。

#### (交付目的)

第3条 支援金は、燃料費など物価高騰の影響を受けている、市が定める地域において移動スーパー事業を行う事業者等を支援することにより、買い物困難地域における買い物環境の改善を図るとともに、市民が中山間地域で安心して暮らすための環境づくりを目的として交付する。

#### (対象者)

第4条 支援金の交付対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、別表に掲げる者とする。

#### (支援金の算定)

第5条 支援金の額は、予算の範囲内で別表に掲げる額を上限とする。

#### (支援金の交付申請)

第6条 支援対象者が支援金の交付を受けようとするときは、香美市移動スーパー事業物価高騰対策支援金交付申請兼請求書（様式第1号）を令和8年1月16日までに市長に提

出しなければならない。

(支援金の交付決定及び交付)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容について審査を行い、支援金の交付の可否を決定し、香美市移動スーパー事業物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けた者があるときは、その者から当該支援金を返還させることができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年12月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定を受けた支援金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

支援対象者	支援金額
<ul style="list-style-type: none"><li>・令和7年10月1日時点において、移動スーパー事業を行っている法人又は個人事業主で、市が定める地域内のエリアでの販売が週2回以上あり、今後も事業の継続の意思のあるもの。</li><li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でない者。</li><li>・香美市税の滞納がない者。</li><li>・移動販売車の燃料費を実際に負担している者。</li></ul>	移動販売車 1台あたり 150千円。

※参考 香美市の振興山村地域（「市が定める地域」とする。）

旧土佐山田町の天坪村（樺谷・繁藤・上穴内・北滝本・角茂谷）・暁霞村（西又）、旧香北町の暁霞村（古井・河野・五百蔵・白川・有瀬・西峯・有川・西谷）・在所村（根須・白石・蕨野・永野・猪野々・永瀬・清爪・日浦込・梅久保・大井平・日比原・大東・朴ノ木・谷相・中谷・横谷・川ノ内）・西川村（大谷・佐敷・久保川）、旧物部村。